④　農用地については、関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討した上で、除染等の措置を実施する。また、営農再開に向けた取組と連携を図る。

⑤　森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。その他の森林については、当面は、蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の対応を検討する。

⑥　「２．特別地域内除染実施計画の目標」に掲げる具体的目標の達成に支障となるような特段の事情が生じた場合には適切な対応を実施するが、原則として、本計画の期間内においては、除染等の措置は反復して実施しないものとする[5]。

⑦　除去土壌等については、仮置場等に一時的に保管し、その後、逐次中間貯蔵施設[6]又は管理型処分場に搬入するものとする。なお、仮置場等については、平成26年度の早い時期までの確保に向けて引き続き必要な調整を行う。

⑶　除染等の措置に関する工程

除染等の措置の実施に当たっては、原則として、以下に掲げる取組を順次行うものとする。

①　建物、土地等の関係人の把握

除染等の措置を実施する建物、土地等の関係人の氏名等を把握する。

②　土地等の立入りの了解

建物、土地等の状況調査を行うため、関係人から立入りの了解を得る。その際、必要に応じて住民説明会を行う。

③　線量の測定等、建物・土地等の状況調査

建物・土地等の線量の測定等、建物・土地等の状況の把握等を行う。

④　除染等の措置に関する方法の決定

上記の結果を踏まえ、適切な除染等の措置に関する方法等を決定する。

⑤　除染等の措置に関する方法の説明・除染等の措置の同意

除染等の措置に関する方法等について、関係人に説明を行い、除染等の措置の実施について同意を得る。

⑥　除染等の措置の作業の実施

同意内容に沿って、除染等の措置の作業を実施する。

⑦　事後の線量の測定等

除染等の措置の作業後に、除染等の措置の対象の線量の測定等を行う。

⑧　結果等の報告

除染等の措置による結果等を関係人に報告する。

４．その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項

⑴　広域的なインフラの除染等の措置

複数の市町村で利用する広域的なインフラについては、当該インフラの受益住民の帰還時期等を踏まえて、広域的視点から除染等の措置の実施を検討するものとする。

⑵　リスクコミュニケーションの推進

除染等の措置等を適切かつ円滑に実施するためには、住民の方々における放射線についての正しい理解が不可欠である。

このため、説明会の開催等を通じて住民の方々に対しリスクコミュニケーションを行う。

⑶　作業員の放射線障害防止対策

除染等の措置等の実施に際しては、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日厚生労働省）を遵守する。

⑷　除染作業の管理監督の徹底

除染等の措置等を適切に実施するために、事業者の施工責任の徹底を図るとともに、監督体制の強化等幅広い管理監督を実施する。

⑸　特別地域内除染実施計画の見直し等

本計画に基づく取組を着実に進めるため、除染等の措置の作業の進捗状況や作業の前提となる仮置場等の確保の状況等について定期的に点検を行う。その結果必要と認められる場合又は本計画策定後に新たに避難指示区域の設定や見直しが行われた場合、技術的知見が著しく進展した場合等には、本計画の見直しを実施し、特措法第29条に沿って本計画を変更する等適切な措置を講ずることとする。

また、基本方針に掲げる長期的目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指し、除染等の措置等の結果について点検・評価し、本計画期間終了以降の対応方策について国等の関係機関や葛尾村と共に検討した上で、平成28年度以降において適切な措置を講ずることとする。

農用地と森林については、「３．⑵　除染等の措置等に関する方法」で述べる検討結果を踏まえ、対応方策を検討する。

1　本計画において、以下のとおり用語を定義する。

①　「除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

②　「除去土壌」とは、特措法第25条第１項に規定する除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

③　「除染等の措置等」とは、除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。

2　「年間積算線量」については、「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」における「年間積算線量」と同様の定義である。

3　平成24年３月末時点の線量

4　基本方針における目標は以下のとおりである。

①　自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」という。）が平成23年８月末時点において年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

②　追加被ばく線量が平成23年８月末時点において年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア　長期的な目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となること。

イ　平成25年８月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年８月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50％減少した状態を実現すること。

ウ　子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年８月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年８月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60％減少した状態を実現すること。

なお、上記の線量は平成23年８月末時点における追加被ばく線量である。

5　これは、本計画の期間内に合理的な除染方法によって広範囲に可能な限り線量を下げることを行うため。

6　中間貯蔵施設については、地方公共団体や住民の理解を得つつ、仮置場への本格搬入開始から３年程度を目途として供用開始する。